

## 【憲 法】

**問題** 以下を読み、設問に答えなさい。

Aは、株式会社Bに関する市販の雑誌記事、インターネット上の検索によって集めたBに関する情報、Bに関するインターネット上の書き込み、Bの元社員から受信したメール等の資料に基づいて、Bがカルト集団Cに資金援助をしていると考えるに至り、一般消費者にこのことを知らせるため、自ら開設した「D」と題するホームページ内のトップページにおいて、「貴方がBの商品を購入すると、売上の10%がカルト集団Cの収入になります。」などと、BがCに資金援助をしている旨を記載した文章を1か月間、掲載し続け、これらを不特定多数の者の閲覧可能な状態に置いたため、公然と事実を摘示してBの名誉を毀損したとして、刑法 230 条に基づき起訴された（以下、Aの上記行為を「本件表現行為」という。）。AがBの関係者に事実関係を直接確認することは一切なかった。

一審は、摘示された事実が公共の利害に関する事実に係るもので、主として公益を図る目的でなされたものであるが、BからCに資金が流れていることについては、真実であることの証明がなく、Aが真実と信じたことについて相当の理由も認められないとして、Aを有罪とした。

Aは、インターネットの利用者は相互に情報の発受信に関して対等の立場に立ち言論を応酬し合える点において、これまでのマスコミと個人の関係とは異なり、また、個人利用者がインターネット上で発信する情報の信頼性は一般的に低いと受け止められている等の事情からすると、一市民として、インターネットの個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行った結果、BがCに資金援助していることは真実であると考えに至ったのであり、かつ、BとCの関係は一般消費者に知らせるべき重要な情報であると考え、本件表現行為を行ったものであるから、名誉毀損罪は成立しないと考え、控訴した。

### 設問 1

- (1) あなたが、Aの訴訟代理人となった場合、Aを無罪にするために、法的にどのような主張をするか述べなさい。
- (2) 上記(1)における主張に対して想定される反論のポイントを簡潔に述べなさい。

**設問 2** 設問 1 (1)の主張と設問 1 (2)の反論を踏まえつつ、あなた自身の見解を述べなさい。

※ なお、解答用紙の記入に際しては、設問 1、設問 2 の順番で、かつ、〔設問 1〕、〔設問 2〕と見出しをつけて記入しなさい。